

点字ブロックの点検結果について

福祉部福祉政策課

県土整備部道路環境課

1 経緯

道路の点字ブロックは、経年劣化や通行による摩耗などにより、破損したり色が薄れたりする場合があります、このような場所が放置されると非常に危険であることから、平成28年12月定例県議会において、道路の点字ブロックの点検に関する提言を受けた。

このため、道路の点字ブロックの総点検を実施することとした。

2 対象とする点字ブロック・点検実施者

県内道路に敷設されている点字ブロック

- (1) 県内の直轄国道を管理する国道事務所（国土交通省）
- (2) 県土整備事務所
- (3) 各市町村

※福祉部から各道路管理者へ点検実施の依頼文を送付。

(平成29年1月31日付)

3 県及びバリアフリー基本構想策定市町の点検結果(平成29年度実施)

点検箇所合計 491箇所

うち修繕を要する箇所の割合 26.9%

(参考)

福祉のまちづくり条例・施行規則における 点字ブロックの整備基準（概要）

1 福祉のまちづくり条例について

本県では、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、不特定多数の利用する施設（建築物、公共交通機関の施設、公園、道路）については、バリアフリー化の整備基準の遵守を義務付けている。

2 点字ブロックの整備について

視覚障害者が円滑に移動できるよう、視覚障害者誘導用ブロック（いわゆる点字ブロック）を設置することとしている。

各施設の整備基準については、福祉のまちづくり条例施行規則で規定している。

整備基準（福祉のまちづくり条例施行規則）

【 道 路 】

国、地方公共団体の庁舎の公共施設と最寄りの鉄道の駅やバス停とを結ぶ歩道や、その他視覚障害者が利用することの多い歩道に点字ブロックを設置するよう努めること。

「その他」……福祉施設、病院、文化施設、学校などへの経路